

各団体の労働安全衛生御担当者様

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

「有害物ばく露作業報告対象物(平成30年対象・平成31年報告)」に係る  
通達の送付について

お世話になっております。

さて、平成29年12月27日付けで有害物ばく露作業報告の対象となる物質が告示され、これに関する通達を  
発出しましたので、関係会員又は関係事業場等への周知をよろしくお願いたします。

なお、パンフレットの電子媒体については下記のアドレスに掲載する予定としておりますので、あわせてご承  
知おさください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/>

厚生労働省トップ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準  
> 安全・衛生 > 職場における化学物質対策について > 化学物質対策について  
> 有害物ばく露作業報告について(報告対象の物質を取り扱う事業者の方へ)

<送付内訳>

●平成29年12月27日付け基安発1227第2号

有害物ばく露作業報告対象物(平成30年対象・平成31年報告)について

<当該通達の厚生労働省HPへの掲載>

都道府県労働局長あて通達(平成29年12月27日付け基発1227第1号及び平成29年12月27日付  
け基安発1227第3号)を厚生労働省HPに掲載しておりますので、ご活用ください。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/new/tsuchi/new.html>

厚生労働省トップ > 所管の法令等 > 所管の法令、告示・通達等

> 厚生労働省法令等データベースサービス > 登載準備中の通知 > 労働基準局

ご不明の点がございましたら、お手数ですが下記連絡先までご連絡ください。

《連絡先》

厚生労働省労働基準局安全衛生部

化学物質対策課化学物質評価室 有村

TEL 03-5253-1111(内線5512)

FAX 03-3502-1598(安全衛生部FAX)